

令和5年9月29日招集

9月定例総会 議事録

新潟市農業委員会

令和5年度9月 新潟市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和5年9月29日(金) 午後2時30分から午後2時58分

2 開催場所 江南区役所3階302会議室

3 出席委員 (32人)

農業委員

1番 首藤正男	2番 田村良雄	3番 若林清廣
4番 虎澤栄三	5番 田中さとみ	6番 山岸信一
7番 成田誠一	8番 平野榮治	
10番 佐藤英一	11番 高橋潤一	12番 伊藤隆
13番 塩原信子	14番 野澤栄	15番 平原大悟
16番 本間雄一		18番 渡部藤四夫
19番 江端美春	20番 小林喜一郎	21番 間宮一
	23番 増井勝	24番 吉田浩

農地利用最適化推進委員

1番 本田敏明	2番 山岸洋子	
4番 別所正幸	5番 長井範親	6番 笠原綱生
7番 帯瀬和幸	8番 田中隆市	9番 高井利明
10番 原田秀一	11番 堀内多計司	12番 武田要一郎

4 欠席委員 (4名)

5 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議事

議案第31号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について

議案第32号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

議案第33号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

議案第34号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について

議案第35号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

第4 その他

第5 閉会

6 農業委員会事務局職員

事務局長 齋藤和弘 事務局次長 坂井靖彦 事務局次長補佐 小沢昌己
北区事務所長 伊藤洋 秋葉区事務所長 嶋倉明彦

南区事務所長 滝沢秀樹 西区事務所長 佐藤清隆
西蒲区事務所長 佐々木徹
管理係長 上田芳則 農地係長 早川努 農政振興係長 和田友宏
管理係主査 武田勇 農政振興係主査 井上勝雄

7 会議の概要

<p>小沢次長補佐 開始時刻 14:30</p>	<p>ただいまから、新潟市農業委員会令和5年度9月定例総会を開会いたします。</p> <p>本日、9番 阿部信行委員、17番 大嶋喜芳委員、22番 草野伸一委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>出席委員は24名中21名で、新潟市農業委員会会議規則第4条に規定する定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>それでは、同会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、虎澤会長は議長席へご移動をお願いします。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>【あいさつ】</p> <p>これより議事に入ります。日程2の議事録署名委員の指名を行います。新潟市農業委員会会議規則第14条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、議事録署名委員は16番 本間雄一委員、18番 渡部藤四夫委員 をお願いいたします。</p> <p>それでは、日程3の議事に移ります。なお、議事の都合上、追加議案第35号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、</p> <p>議案第31号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について、</p> <p>議案第32号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、</p> <p>一括して議題に供させていただきます。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
<p>農地係長</p>	<p>はい。議長。農地係の早川でございます。</p> <p>それでは、私から着席のままご説明申し上げます。</p>

	<p>定例総会議案書を3枚おめくりいただき、議案書1ページの地区別審議件数をご覧ください。</p> <p>議案第35号 農地法第3条許可申請に関する意見決定が、北区で3件、南区で1件、西区で1件、西蒲区で2件の計7件です。</p> <p>次に議案第31号 農地法第4条許可申請に関する処分決定が、南区のみで1件です。</p> <p>次に議案第32号 農地法第5条許可申請に関する処分決定が、中央地区で1件、南区で3件、西区で3件、西蒲区で3件の計10件です。</p> <p>以上、農地法関連議案件数の合計は18件となり、すべての案件が、区部会に付されております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議 長（会長）	<p>ただいまの説明に関連して、区部会の調査並びに協議結果について、北区部会の報告をお願いいたします。</p>
北区部会長	<p>北区部会長の本田でございます。</p> <p>それではご報告させていただきます。</p> <p>北区部会の審査案件の3件は、去る9月27日に審査を行いました。</p> <p>農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書2ページをご覧ください。</p> <p>「北1号」「北2号」「北3号」は、農地を売買によって取得するものです。</p> <p>いずれも譲受人が規模拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>北区部会の報告は以上です。</p>
議 長（会長）	<p>ありがとうございました。中央地区部会の報告をお願いします。</p>
中央地区部会長 職務代理者	<p>中央地区部会長職務代理者の別所でございます。それではご報告させていただきます。</p> <p>中央地区部会の審査案件の1件は、去る9月27日に審査を行いました。</p> <p>議案第32号農地法第5条許可申請についてです。</p> <p>議案書7ページをご覧ください。</p>

	<p>「中1号」は、売買により、個人住宅敷地に転用するものです。転用者は居住している共同住宅が手狭になったため申請にいたしました。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第5条許可申請1件について、問題ないと判断しました。</p> <p>中央地区部会の報告は以上です。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございました。南区部会の報告をお願いします。</p>
南区部会長	<p>南区部会長の帯瀬でございます。</p> <p>それでは、ご報告させていただきます。</p> <p>南区部会の審査案件は5件で、去る9月27日に審査を行いました。</p> <p>まず、議案第35号 農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書の3ページをご覧ください。</p> <p>「南1号」は、譲受人が経営規模の拡大を図るため、農地を贈与により所有権を取得するものです。</p> <p>次に、議案第31号 農地法第4条許可申請についてです。</p> <p>議案書の6ページをご覧ください。</p> <p>「南1号」は、自己所有の農地を農舎建築敷地に転用するものです。</p> <p>転用者が現在使用している農舎が手狭になり、新たな農舎が必要となり申請しました。</p> <p>申請地の農地区分は、第3種農地に分類され許可相当と判断されます。</p> <p>申請地の周辺には農地がなく、周辺に影響のない計画となっております。</p> <p>次に、議案第32号 農地法第5条許可申請についてです。</p> <p>議案書の8ページをご覧ください。</p> <p>「南1号」は、農地に賃借権を設定し、農産物加工所及び農機具格納庫建築敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、同集落内にある農業生産法人ですが、農産物加工所及び農機具格納庫が必要となり申請しました。</p>

<p>議長（会長）</p> <p>西区部会長</p>	<p>申請地の農地区分は、農用地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。</p> <p>次の「南2号」は、農地を売買により所有権を移転し、個人住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、区内のアパートに居住していますが、戸建住宅を建築するため申請しました。</p> <p>申請地の農地区分は、第3種農地に分類され許可相当と判断されます。</p> <p>次の「南3号」は、農地を売買により所有権を移転し、公衆用道路敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、不動産業を営んでいますが、奥の画地に戸建住宅を建築するため申請しました。</p> <p>申請地の農地区分は、第3種農地に分類され許可相当と判断されます。</p> <p>なお、5条許可申請「南1号」から「南3号」は周辺農地への被害防除措置もとられ、周辺に影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請1件、農地法第4条許可申請1件、農地法第5条許可申請3件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>南区部会の報告は、以上です。</p> <p>ありがとうございました。西区部会の報告をお願いします。</p> <p>西区部会長の高井でございます。</p> <p>9月27日に開催した西区部会での審査報告をいたします。議案書の4ページをご覧ください。</p> <p>議案第35号 農地法第3条許可申請に関する意見決定についてです。</p> <p>「西1号」は、農地を贈与によって取得するものです。</p> <p>譲渡人が高齢のため、同一世帯内の親子間で所有権を移転するものです。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請1件については、問題ないと判断しました。</p> <p>議案書の9ページをご覧ください。</p> <p>議案第32号 農地法第5条許可申請に関する処分決定についてです。</p>
----------------------------	---

<p>議 長（会長）</p> <p>西蒲区部会長</p>	<p>「西 1 号」は、露天資材置場敷地に一時転用するものです。</p> <p>転用者は、本市発注の水道工事を請け負い、申請地を一時的に使用するため、申請に至りました。</p> <p>排水計画も整っており、周辺農地に影響はありません。</p> <p>「西 2 号」は、グループホーム建築敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、認知症高齢者のグループホームを施工するため、申請に至りました。</p> <p>土留めにより排水対策を行うなど、周辺農地に影響はありません。</p> <p>隣接する宅地、882㎡についても、申請に合わせて同時利用しようとするものです。</p> <p>「西 3 号」は、仮設現場事務所及び資材置場敷地に一時転用するものです。</p> <p>転用者は、県発注の圃場の区画整理工事を請け負い、申請地を一時的に使用するため、申請に至りました。</p> <p>排水計画も整っており、周辺農地に影響はありません。</p> <p>以上、農地法第 5 条許可申請 3 件については、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。西蒲区部会の報告をお願いします。</p> <p>西蒲区部会長の堀内でございます。それではご報告させていただきます。</p> <p>西蒲区部会の審査案件の 5 件は、去る 9 月 27 日に審査を行いました。</p> <p>まず、議案第 35 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定についてです。</p> <p>議案書 5 ページをご覧ください。</p> <p>「蒲 1 号」は、申請地を賃借していた譲受人が売買により所有権を取得するものです。</p> <p>「蒲 2 号」は、譲渡人からの申し出により、売買によって取得するものです。</p> <p>以上、農地法第 3 条許可申請 2 件については、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>次に、議案第 32 号 農地法第 5 条許可申請についてです。</p>
------------------------------	---

<p>議長（会長）</p> <p>渡部委員</p>	<p>議案書 10 ページをご覧ください。</p> <p>「蒲 1 号」は、使用貸借権を設定し、個人住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、同居している家が手狭になるため、申請に至りました。</p> <p>なお、隣接する宅地 45.62 m²についても、申請に合わせて同時利用しようとするものです。</p> <p>土地改良区からは差し支えない旨の意見書を得ており、周辺農地に影響のない計画となっています。</p> <p>「蒲 2 号」は、売買により、露天資材置場及び露天駐車場敷地に転用するものです。</p> <p>申請地の道向かいに、転用事業者の作業所があり、資材置場や駐車場が不足してきたため、申請に至りました。</p> <p>土地改良区からは差し支えない旨の意見書を得ており、周辺農地に影響のない計画となっています。</p> <p>「蒲 3 号」は、転用者が、贈与を受け、自家用車車庫建築敷地とするものです。</p> <p>家族用の車庫が必要となり、申請に至りました。</p> <p>なお、隣接する宅地 17.00 m²についても、申請に合わせて同時利用しようとするものです。</p> <p>「蒲 1 号」から「蒲 3 号」までの農地区分は、いずれも第 1 種農地であり、転用は原則不許可ですが、申請地周辺に居住する者の業務上必要な施設であり、集落に接続して建設されるため、例外的に許可できるものです。</p> <p>以上、第 5 条許可申請 3 件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>西蒲区部会の報告は、以上です。</p> <p>ありがとうございました。ただいまの事務局の説明及び区部会の報告について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>18 番渡部です。</p> <p>農地法第 3 条許可申請で「北 3 号」について、売買価格が非常に安いんですけど、農地の状況がどういうふうな状況になっているのか、耕作放棄地で悪いとか、排水が悪いとかそういうようなことがあるのでしょうか。</p>
---------------------------	---

<p>北区事務所長</p>	<p>北区事務所の伊藤と申します。よろしく申し上げます。</p> <p>当該地は、譲渡人が離農したいということで、同地を引き取ってくれる人を探している事情がございます。この土地、転用が出た土地の残地で農地として十分使えますが、転用の残地で不整形的などところもありますし、当初譲渡人の無償譲渡でいいというお話だったのですが、譲受人が無償譲渡でなく若干お金を払いたいという事がありましてこのような案件になっております。この質問は北区の区部会でも同じような質問をいただきまして、同じように回答をしたところがございます。以上でございます。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>よろしいですか。他に、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>（質問・意見なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>議案書2ページ、追加議案第35号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、審議いたします。許可相当と決定することにご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>皆さんから異議がありませんので許可相当と決定し、事務局から市長へ回答をお願いします。</p> <p>次に、議案書6ページ、議案第31号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について、審議に入ります。許可と決定することにご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものとし決定し、3,000㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。</p> <p>次に、議案書7ページ、議案第32号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、審議に入ります。許可と決定することにご異議はありませんか。</p>

<p>議 長（会長）</p>	<p>（異議なし）</p> <p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものとし決定し、3,000㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。</p> <p>次に、別冊1の議案第33号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、</p> <p>別冊2の議案第34号 新潟市農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見決定について、</p> <p>一括して議題に供させていただきます。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
<p>農政振興係長</p>	<p>農政振興係の和田です。議案第33号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、すみませんが座って説明させていただきます。</p> <p>お手元の資料別冊1をご覧ください。</p> <p>初めに、農業経営基盤強化促進法に基づく案件についてです。表紙をめくっていただいて、1ページ、令和5年9月の利用権促進事業地区別実績表をご覧ください。</p> <p>新規の利用権設定について、北区1件、中央地区3件、南区1件、西区3件、西蒲区3件、合計で件数11件、面積45,925㎡です。</p> <p>次に、所有権移転の売買について、中央地区3件、秋葉区1件、南区1件、西蒲区5件、合計で件数10件、面積46,834㎡です。</p> <p>詳細につきましては、一枚めくっていただいて、議案書の4ページ以降となります。</p> <p>新規の利用権設定、所有権移転については、4ページから12ページのとおりで。</p> <p>続いて、農地中間管理事業関係についてです。一枚めくっていただいて、13ページ、令和5年9月の利用権促進事業(農地中間管理事業)地区別実績表をご覧ください。</p> <p>新規の利用権設定について、秋葉区2件、面積584㎡です。</p> <p>詳細につきましては一枚めくっていただいて、16ページのとおりで。</p>

	<p>以上につきまして、申出等を踏まえ、事前調整を行った結果、各案件ともに農業経営基盤強化促進等の一部を改正する法律附則第5条の規定による、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である市基本構想への適合や、耕作に供すべき農用地の全ての効率的な利用といった要件を満たしているものと考えます。</p> <p>また、いずれの案件についても各区部会において審議済みとなっています。</p> <p>従いまして、本日の定例総会で承認をいただいたのち、17ページのとおり農用地利用集積計画を公告いただくよう、市長に対して依頼します。</p> <p>市の公告については、令和5年10月16日からとなります。ご審議よろしく申し上げます。</p> <p>引き続き、議案第34号 新潟市農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見決定について説明させていただきます。</p> <p>お手元の資料別冊2をご覧ください。</p> <p>資料の表紙をめくっていただきまして1ページから2ページのとおり、中央地区1件、西蒲区3件について移転の申出がありました。</p> <p>市が促進計画を作成するにあたっては、農業委員会から意見を聴くことが適当であるとされているため、市から9月8日付で意見聴取の依頼を受けているところであります。</p> <p>従いまして、3ページとおり、計画案に対してご意見等がなければ、意見なしの旨を回答することお諮りするものです。</p> <p>なお、促進計画については市での公告は要せず、総会翌々月の県の公告によって効力が発生します。県の公告は令和5年11月28日からとなります。</p> <p>ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長 (会長)	<p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議 長 (会長)	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>別冊1の議案第33号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり承認することにご異議はありませんか。</p>

<p>議 長（会長）</p>	<p>（異議なし）</p> <p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。</p> <p>次に、別冊２の議案第３４号 新潟市農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見決定について、審議いたします。</p> <p>原案のとおり承認することにご異議はありませんか。</p>
<p>議 長（会長）</p>	<p>（異議なし）</p> <p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。</p> <p>以上で、議事として提案した案件について終了します。</p> <p>その他として、委員の皆さんから何かありませんか。</p>
<p>議 長（会長）</p>	<p>（発言なし）</p> <p>それでは、事務局から何かありませんか。</p>
<p>議 長（会長） 14：58</p>	<p>（なし）</p> <p>ないようですので、以上をもちまして、新潟市農業委員会令和５年度９月定例総会を閉会いたします。</p>

議事録に相違ないことを認める。

議 長

署名委員

署名委員
